

宮城県特定大規模集客施設の立地の誘導等による コンパクトで活力あるまちづくりの推進に関する条例の概要

I 条例の目的

特定大規模集客施設の立地の誘導と地域貢献活動の促進に関し必要な事項を定めることにより、活力ある地域経済の発展を図り、及び環境への負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的とする。

II 条例の公布・施行

平成 21 年 3 月 13 日 公布

平成 22 年 1 月 1 日 施行（一部規定については平成 21 年 4 月 1 日施行）

III 条例の概要

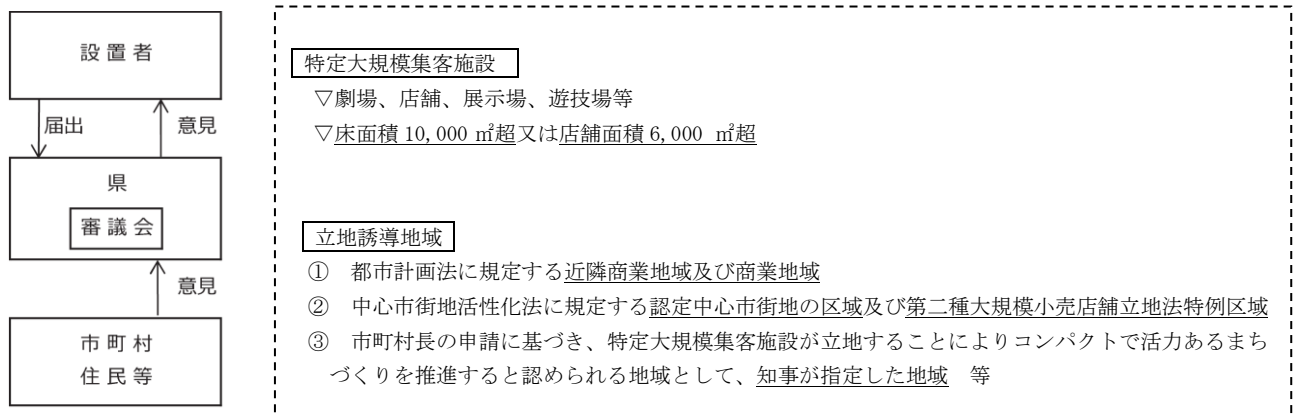
条例は、主に「基本方針の策定」、「特定大規模集客施設の立地誘導」、「集客施設の地域貢献活動の促進」で構成されている。

1 基本方針の概要

条例に基づく具体的な施策を実施するための指針。平成 21 年 9 月に策定。

- ① コンパクトで活力あるまちづくりに関する基本的な方向
- ② 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導に関する施策についての基本的な事項
- ③ 地域貢献活動の指針となるべき事項

2 特定大規模集客施設の立地誘導

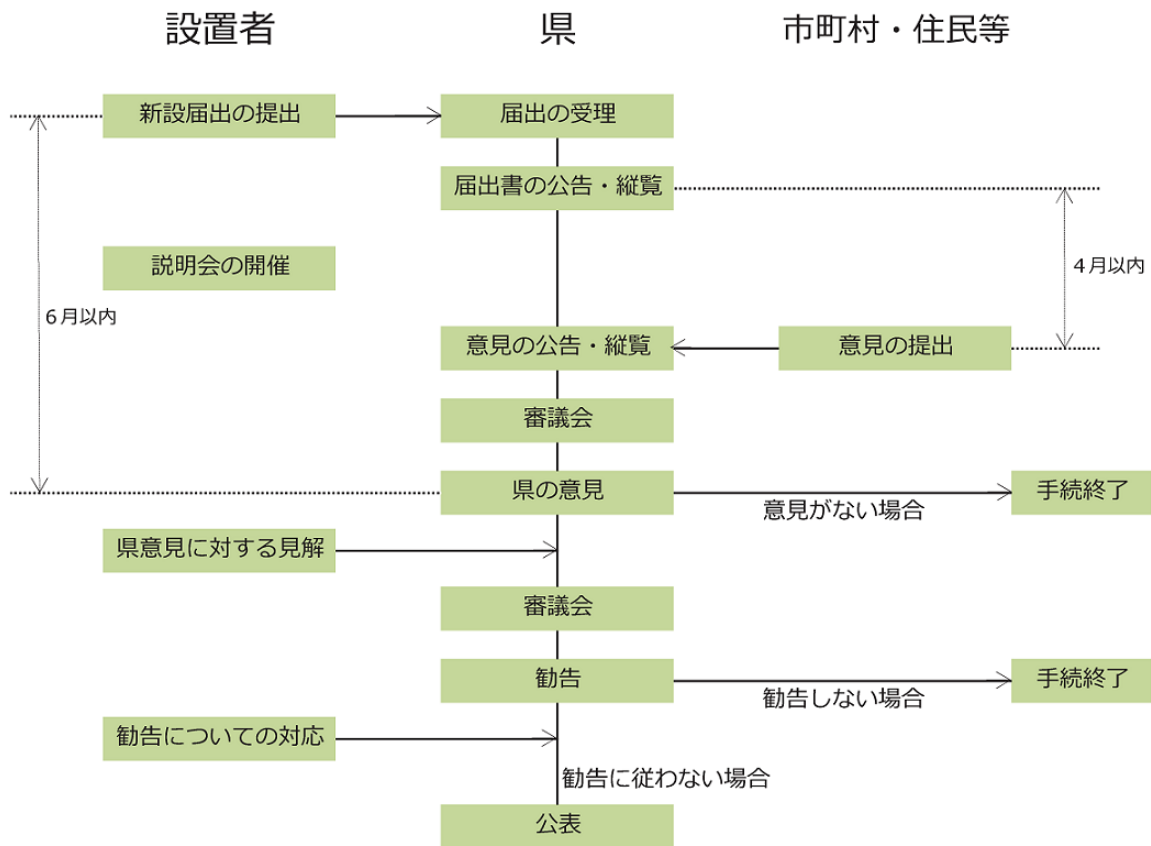


【事前届出義務】 立地誘導地域以外に特定大規模集客施設を新設しようとする者は、あらかじめ知事に対して届出が必要となる

【知事の意見等】 知事は、関係市町村及び住民の意見等を踏まえ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴いた上で、届出から 6 か月以内に意見を述べる。意見に対する設置者の対応が不適当な場合、必要な措置を講ずるよう勧告する。また、正当な理由がなく当該勧告に従わない場合は、その旨を公表。

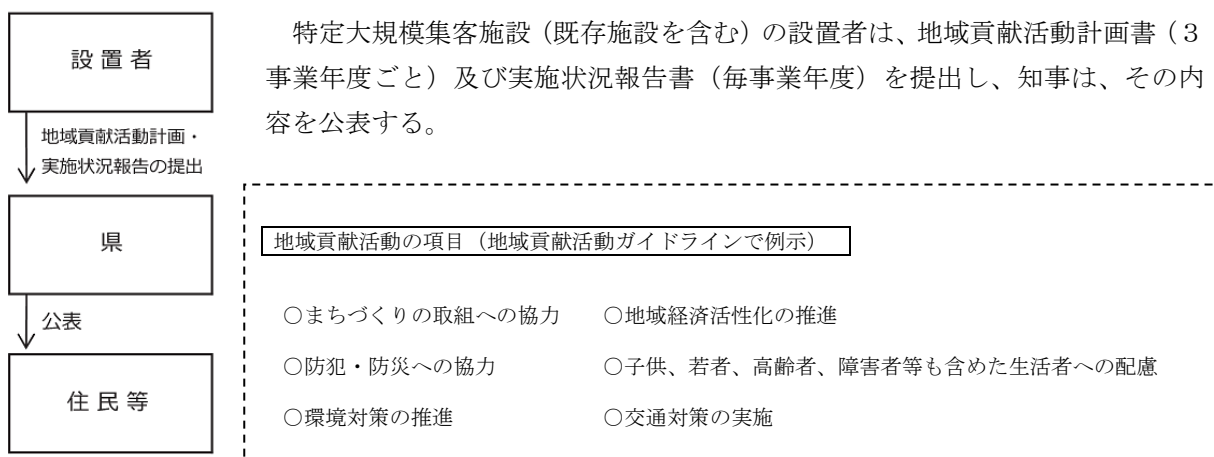
【工事着手制限】 届出に係る手続が終了するまで工事着工を制限。

■立地誘導に係る新設届出フロー



3 集客施設の地域貢献活動の促進

集客施設は、地域のまちづくりや地域コミュニティなどに対して大きな影響を及ぼすことから、積極的に地域に貢献し、地域が抱える課題の解決に向けた取組の一翼を担うことを期待している。



IV 条例の改正

平成23年10月25日 一部改正（地方自治法及び中心市街地の活性化に関する法律の改正に伴い、引用部分について文言の整理及び条項の移動を行ったもの）

平成26年 7月 3日 一部改正（中心市街地の活性化に関する法律の改正に伴い、引用部分について
条項の移動を行ったもの）

宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の所掌事項

1 特定大規模集客施設の立地誘導地域への立地の誘導等に関する基本的な方針の策定・変更等に関する調査審議

(条例第4条第3項) 知事は、基本方針を定め、これを変更しようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

2 市町村長の申請に基づく立地誘導地域等の知事の指定に関する調査審議

(条例第5条第2項) 知事は、第2条第5号イただし書き又は同号ハの指定をしようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会及び関係する市町村の長の意見を聴かなければならない。

3 特定大規模集客施設の新設届出等に対する知事の意見に関する調査審議

(条例第12条第2項) 知事は、前項の規定により意見を述べようとするとき、又意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

4 新設届出者等に対する知事の勧告に関する調査審議

(条例第13条第2項) 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、宮城県特定大規模集客施設立地誘導審議会の意見を聴かなければならない。

5 その他条例の実施に関し知事に意見を述べること。

(条例第23条第2項)